

平成 2 0 年

高 松 市 教 育 委 員 会 8 月 定 例 会

会 議 録 ( 抄 本 )

8 月 2 1 日 ( 木 ) 開 会

8 月 2 1 日 ( 木 ) 閉 会

| 出席委員                |           |  |  |
|---------------------|-----------|--|--|
| 委員長                 | 幡 慶 一     |  |  |
| 委員                  | 辻 紘 一     |  |  |
|                     | 岡 義 博     |  |  |
|                     | 児 玉 令 江 子 |  |  |
| 教育長                 | 黒 川 康 嘉   |  |  |
| 欠席委員                |           |  |  |
|                     |           |  |  |
| 説明のため会議に出席した者等      |           |  |  |
| 教育部長                | 松 木 健 吉   |  |  |
| 教育部次長<br>総務課長事務取扱   | 川 田 喜 義   |  |  |
| 教育部次長<br>生涯学習課長事務取扱 | 川 崎 正 視   |  |  |
| 教育部次長<br>中央図書館長事務取扱 | 中 川 仁     |  |  |
| 学校教育課長              | 松 井 保     |  |  |
| 保健体育課長              | 森 修 二     |  |  |
| 少年育成センター所長補佐        | 喜 田 克 歳   |  |  |
| 高松第一高等学校教頭          | 三 好 武 仁   |  |  |
| 総務課長補佐              | 南 岳 志     |  |  |
| 総務課総務係長             | 高 橋 辰 雄   |  |  |
|                     |           |  |  |
|                     |           |  |  |
|                     |           |  |  |
| 会議録署名委員             | 辻 紘 一     |  |  |
| 事務局担当書記             | 鍵 山 哲 典   |  |  |

【特記事項】 傍聴人なし

## 議 事 日 程（8月定例会）

- 日程第1 臨時会および7月定例会会議録承認について
- 日程第2 議案第48号 太田第二土地区画整理事業施行に伴う高松市立小中学校通  
学区域の一部修正について(諮問)
- 日程第3 議案第49号 高松市図書館条例施行規則の一部改正について
- 日程第4 報告事項
- 1 平成20年度教育委員会の事務事業の点検・評価の実施について
  - 2 平成20年度全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて
  - 3 小中一貫教育の今後の方向性について
  - 4 高松市地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業について
- 日程第5 議案第50号 平成20年第4回高松市議会定例会提出議案に対する意見  
の申し出について
- 日程第6 議案第51号 平成21年度使用高松第一高等学校教科用図書  
の採択について
- 日程第7 その他

【平成20年8月21日（木） 議 事 内 容】

---

午後2時 開会

委員長が、会議録の署名委員に辻委員を指名。

日程第1 臨時会および7月定例会会議録承認について

委員長が、臨時会および7月定例会会議録承認について各委員に諮り、原案のとおり可決。

---

日程第2 議案第48号

議案第48号 「太田第二土地区画整理事業施行に伴う高松市立小中学校通学区域の一部修正について(諮問)」

学校教育課長から、太田第二土地区画整理事業施行に伴う高松市立小中学校通学区域の一部修正について、高松市小中学校適正配置等審議会に諮問することについて説明。

<質疑>

- 委 員 これから審議会に諮問されるということですが、以前、栗林校区の見直しの際に、地元や関係者と調整すべきさまざまな問題が発生したと思いますが、今回はそのような問題はありますか。
- 学校教育課長 今回の校区修正については、区画整理の実施により、同じ町で同一区画に住んでいるにもかかわらず、別々の校区に割り振られてしまうことがないように、修正をするものです。なお、該当区域の自治会長および対象児童の保護者に対しては、いずれも事前説明を進めており、ほぼ理解と了承を得ております。
- 委 員 分かりました。
- 委員長 どちらの校区に割り振られるかにより、以前にもあった歴史的経緯からの問題を生ずる地区は、今回はありませんか。
- 学校教育課長 はい、ありません。また、校区修正に伴う10年間の経過措置期間を設ける予定にしております。この期間については、今回の校区修正の影響を受ける

児童や保護者が希望する校区を選択することができることとしております。また、10年間という期間については、来年度に小学校に入学する児童が中学校を卒業するまでという、義務教育終了時までの期間を包括して考慮しております。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

---

### 日程第3 議案第49号

議案第49号 「高松市図書館条例施行規則の一部改正について」

中央図書館長から、高松市香川図書館の休館日を金曜日（その日が休日である場合は、翌週の月曜日）に変更する規則改正について説明。

<質疑>

(発言する者なし)

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

---

### 日程第4 報告事項

報告事項1 「平成20年度教育委員会の事務事業の点検・評価の実施について」

総務課長から、平成20年度教育委員会の事務事業の点検・評価の実施概要について説明。

<質疑>

- 委員 これは教育委員会の自己点検評価ですね。
- 総務課長 はい。また、客観的な見地からの評価として、学識経験者等の意見も求めるようにしております。
- 委員 第三者という立場で評価する方の選出については、客観的な評価という点か

ら、社会教育委員などの教育委員会の附属機関からよりは、関係のない外部の方から人選してみてもどうかと思います。

- 委員長　　そうですね、なるべく教育委員会とは関係がない方がいいと思います。

---

#### 報告事項2 「平成20年度全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて」

学校教育課長から、平成20年度全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて説明。

##### <質疑>

- 委員　　調査結果の考察については、高松市教育委員会で作るのですか。
- 学校教育課長　　はい、国から提供された調査結果をもとにして、高松市で作成します。

---

#### 報告事項3 「小中一貫教育の今後の方向性について」

学校教育課長から、小中一貫教育における年間授業数等について説明。

##### <質疑>

- 委員　　この小中一貫教育における年間授業時数のデータは初めて公表するものですか。
- 学校教育課長　　はい。通常の学校については、平成20年度の学習指導要領の時間数どおりですが、小中一貫教育校については通常校より多い時間数になっております。  
なお、週当たりの時間数については、年間総時間数に対し、小学1年生は年間34週、小学2年生から中学3年生までは年間35週で割り出しております。
- 委員長　　小中一貫教育校についての特徴的なところと言えば、「高松みらい」という総合学習にあたる時間数を減らして、他の科目に振り分けていることでしょうか。
- 学校教育課長　　はい、それと新学習指導要領では外国語活動として小学校から英語を取り入れることになっておりますが、通常校は小学5年生および6年生からの取り組みに対し、小中一貫教育校では小学1年生から取り組むというところが非常に特

徴的です。

- 委員 通常校と比較して、国語の時間数はどうなりますか。
- 学校教育課長 新学習指導要領との比較では、小学1年生では34時間増、小学2年生では35時間増になっております。
- 委員 小中一貫教育校については、総合学習の時間数を減らして、英語の時間数を増やしているのですね。
- 学校教育課長 そうです。新学習指導要領では小学校全体として、現行の学習指導要領の総合的学習時間を削減し、国語、算数、体育などを増やすことになっております。

また、最近の日本の子どもは算数と理科の能力が、国際的に比較して弱くなってきているという統計もあることから、算数と理科の時間数を増やすことに反映していると聞いております。

- 委員長 新設小中一貫教育の時間数については、特区申請の際に時間数をかなり増やしたと思いますが、今回の平成21年度の新学習指導要領の時間数と比較すると、どの程度の時間数の違いがありますか。
- 学校教育課長 特区申請時の資料を配布いたします。
- 委員長 こうして比較してみると、小中一貫教育校の英語については特区申請時から小学1年生から取り入れてますね。また、特区申請時の小中一貫教育の算数の時間数は、学習指導要領より多いのですが、今回の新学習指導要領では、それを超える時間数になっていることが分かります。

---

#### 報告事項4 「高松市地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業について」

少年育成センター所長補佐から、高松市地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業について、要綱を制定し、事業推進委員会委員が委嘱されたことについて説明。

#### <質疑>

- 委員 不審者対策についてですが、不審者情報のメールを学校安全ボランティアの方が受け取った後、具体的にはどのような活動をされるのですか。

- 少年育成センター所長補佐 現在、不審者情報提供システムへの登録は保護者だけですが、今後は学校安全ボランティアの方を随時登録していただくことにしており、不審者情報メールを受信したら見回り等の行動をとっていただくこととなります。
- 委員 学校安全ボランティアはどのくらいおられますか。
- 委員 今までは、高松市PTA連絡協議会の不審者情報提供システムからの不審者情報メールの配信先は保護者が対象でしたが、日中仕事をしている方が多く、情報があってもすぐに行動に移れない現状があります。市内の各地区ではすでに地域の安全ボランティア制度が確立されており、下校時間などは地域の方々が街角に立っている地区も多くあります。その方々に不審者の情報発信ができれば、比較的早急な対応ができるのではないかと、ということから、不審者情報メールの配信先の枠を広げようというのが今回の取り組みですね。
- 委員 ボランティアの方には老人もおられると思いますが、メールの取扱いについて不慣れな方もいるのではないのでしょうか。
- 委員 そういう課題もありますが、地域コミュニティなどではメール教室の開催なども行っており、その教室の活用なども推進していくというのが望ましいですね。
- 委員 この事業にかかる予算というのは、全額国からの補助ですか。
- 少年育成センター所長補佐 はい、そうです。総額で260万円です。
- 委員 その予算内訳について説明してください。モデル地域に割り振っている予算などはありますか。
- 少年育成センター所長補佐 いえ、ありません。内訳はシステム開発委託料が約170万円程度で、残りは会議費、調査費、報告書の印刷費などです。

---

委員長が、日程第5 議案第50号および日程第6 議案第51号の2件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、会議は公開しないことを各委員に諮り、非公開とすることに決する。

---



日程第5 議案第50号

議案第50号 「平成20年第4回高松市議会定例会提出議案に対する意見の申し出  
について」

<非公開審議，内容不記載>

---

日程第6 議案第51号

議案第51号 「平成21年度使用高松第一高等学校教科用図書の採択について」

<非公開審議，内容不記載>

---

日程第7 その他

保健体育課長から，高松市議会教育民生常任委員会が行っている所管事務調査（学校に  
おける食育の推進について）について説明

午後3時30分 閉会

議決事項

「太田第二土地区画整理事業施行に伴う高松市立小中学校通学区域の一部修正について(諮  
問)」

「高松市図書館条例施行規則の一部改正について」

「平成20年第4回高松市議会定例会提出議案に対する意見の申し出について」

「平成21年度使用高松第一高等学校教科用図書の採択について」

持ち回り審議による議決事項

「平成20年9月1日付け人事異動について」